

鹿児島県議会議員の選挙区が変わります

※この選挙区は、平成19年4月8日執行の県議会議員選挙から施行されます。

錦江町選挙管理委員会
電話 0994-22-3040

選挙区		議員 定数	選挙区		議員 定数
名称	区域		名称	区域	
鹿児島市・鹿児島郡区	鹿児島市及び鹿児島郡	19	霧島市区	霧島市及び湧水町	4
鹿屋市区	鹿屋市	3	いちき串木野市区	いちき串木野市	1
枕崎市区	枕崎市	1	南さつま市区	南さつま市	1
阿久根市・出水郡区	阿久根市及び出水郡	1	志布志市・曾於郡区	志布志市及び曾於郡	1
出水市区	出水市	2	奄美市区	奄美市及び大島郡龍郷町	2
大口市・伊佐郡区	大口市及び伊佐郡	1	川辺郡区	川辺郡	1
指宿市・揖宿郡区	指宿市及び揖宿郡	2	薩摩郡区	薩摩郡	1
西之表市区	西之表市	1	始良郡区	始良郡(湧水町を除く)	2
垂水市区	垂水市	1	肝属郡区	肝属郡	1
薩摩川内市区	薩摩川内市	3	熊毛郡区	熊毛郡	1
日置市区	日置市	2	大島郡区	大島郡(龍郷町を除く)	2
曾於市区	曾於市	1	計		54

土砂災害防止法とは

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

土砂災害(がけ崩れ、土石流、地滑り)から住民の生命を守るために、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限を行うもので、平成13年4月に施行されました。

基礎知識の真実
 警戒区域が、土砂災害により被害を受けおそれのある場所の地形や地質、土砂の堆積状況などを調査し、指定します。

都道府県知事は、市町村長の意見を聞いた上で区域を指定します。

土砂災害警戒区域の指定
(土砂災害のおそれがある区域)

土砂災害特別警戒区域
(建物が破壊され、住居に大きな被害が生じるおそれがある区域)

こんな場所が区域指定の対象となります。

がけ崩れ
雨や雪どけ水、地震などの影響によって、急激に斜面が崩れ落ちる現象

土石流
山や川の流れが、大雨などにより水と一緒に激しく流れ下る現象

地滑り
雨や雪どけ水が地下にしみこみ、断层的に斜面が滑り出す現象

「土砂災害防止法」で区域に指定されると...

土砂災害警戒区域では...

警戒避難体制の整備

土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。

さらに土砂災害特別警戒区域では...

建築物の構造規制

想定される影響に対し、建築物が安全であるかどうか建築確認がされます。

特定の開発行為に対する許可制

住宅地分譲や、老人ホーム、病院など災害弱者関連施設の建築を行う場合の開発行為には許可が必要です。

建築物の移転

崖しい環境が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。なお、移転される方には融資や資金の確保などの支援措置があります。

○お問い合わせは
 鹿児島県：県庁 砂防課 土砂災害防止推進班 電話番号：099 (286) 3616
 鹿屋土木事務所 河川港湾課 電話番号：0994-43-3121
 ○錦江町役場
 本庁建設課 電話番号：0994-22-3033
 支所建設課 電話番号：0994-25-2511

8